別表九㈠の記載要領第１号中「この表のⅠ」を「この表」に改め、同第三号を削る。

別表十㈢の記載要領第１号中「第60条の３」を「第61条」に改める。

別表十㈣の表中

非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 （別表四「42の①」又は別表四の二付表「48の①」）	
欠損金若しくは災害損失金等の当期控除額又は連結欠損金個別帰属額等の当期控除額 （別表七㈠及び別表七㈡又は別表七の二付表一、別表七の二付表三及び別表七の二付表四）	

を

非適格合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 （別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」）	
欠損金若しくは災害損失金等の当期控除額又は連結欠損金個別帰属額等の当期控除額 （別表七㈠、別表七㈡及び別表七㈢又は別表七の二付表一、別表七の二付表三及び別表七の二付表四）	

に改める。

別表十㈤及び別表十㈥を削り、別表十㈦を別表十㈤とし、別表十㈧を別表十㈥とする。

別表十㈣の表中

⑹×$\frac{90}{100}$	

を

⑹×$\frac{90、80又は70}{100}$	

に、

⑻ （特定社債の発行がある場合には、⑻－㉓） （マイナスの場合は０）	

を

⑻ （特定社債の発行をしている場合には、⑻－㉓） （マイナスの場合は０）	

に、

特定社債の発行がある場合の調整	特定社債の当期末残高	
	⑭×$\frac{5}{100}$	
	期首利益積立金額 （別表五（一）「31の①」）	
	⑮－⑯	
	当期に償還した特定社債の額の合計額	
	特定譲渡等により調達された金額のうち特定社債の償還に充てられた金額	
	⑱－⑲	
	損金の額に算入される減価償却費の額	
	（⑳－㉑）×２ （マイナスの場合は０）	
	特定社債の発行がある場合の調整額 ⑰＋㉒	

を

特定社債の発行をしている場合の調整	特定社債の当期末残高	
	⑭×$\frac{5}{100}$	
	期首利益積立金額 （別表五（一）「31の①」）	
	⑮－⑯	
	当期に償還した特定社債の額の合計額	
	特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債の償還に充てられた資金	
	⑱－⑲	
	損金の額に算入される減価償却費の額	
	⑳－㉑ （マイナスの場合は０）	
	特定社債の発行をしている場合の調整額 ⑰＋㉒×２	

に、

㊲×$\frac{90}{100}$	

を

㊲×$\frac{90、80又は70}{100}$	

に改め、同表の記載要領第五号を同第七号とし、同第四号を同第五号とし、同号の次に次の１号を加える。